訪問介護サービス料金表

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
		(半世級)	10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	196単位	2,097円	210円	420円	630円
	20分以上30分未満	293単位	3,135円	314円	627円	941円
	30分以上1時間未満	464単位	4,964円	497円	993円	1,490円
	1時間以上	680単位	7,276円	728円	1,456円	2,183円
	1時間を超えて30分を増すごとに	779単位	8,335円	834円	1,667円	2,501円
生活援助	20分以上45分未満	215単位	2,300円	230円	460円	690円
	45分以上	264単位	2,824円	283円	565円	848円
通院等乗降介助	1回につき	116単位	1,241円	125円	249円	373円

- * 単位数は基本報酬に対して特定事業所加算 I (20%) を加えております。
- * 当事業所が所在する水戸市は介護保険給付費体系の規定により(5級地)となっています。「1単位=10.7円」での計算となります。
- * 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増し

* 深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50%増し

* 訪問介護員2名派遣の 場合

上記単位数 × 200/100

【その他の加質】

		(単位数)	利用料				
		(半江奴)	10割	1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算	原則 初回月につき	200単位	2,140円	214円	428円	642円	
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	100単位	1,070円	107円	214円	321円	
生活機能向上連携加算Ⅱ	1回につき	100単位	1,070円	107円	214円	321円	
生活機能向上連携加算Ⅰ	1回につき	200単位	2,140円	214円	428円	642円	
口腔連携強化加算	1回につき	50単位	535円	54円	107円	161円	
介護職員処遇改善加算 利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数×24.5%(*1単位未満の端数は四捨五入)について算定							

総合事業訪問介護サービス料金表

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

			(単位数) 10割	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービスI	週(1回程度)	1回~12回	(1回)287単位	3,070円	307円	614円	921円
			(2回)574単位	6,141円	615円	1,229円	1,843円
			(3回)861単位	9,212円	922円	1,843円	2,764円
			(4回) 1,148単位	12,283円	1,229円	2,457円	3,685円
訪問型独自サービスⅡ	週(2回程度)		(5回) 1,435単位	15,354円	1,536円	3,071円	4,607円
			(6回) 1,722単位	18,425円	1,843円	3,685円	5,528円
			(7回)2,009単位	21,496円	2,150円	4,300円	6,449円
			(8回)2,296単位	24,567円	2,457円	4,914円	7,371円
			(9回) 2,583単位	27,638円	2,764円	5,528円	8,292円
訪問型独自サービスⅢ	週(3回程度)		(10回)2,870単位	30,709円	3,071円	6,142円	9,213円
			(11回)3,157単位	33,779円	3,378円	6,756円	10,134円
			(12回)3,444単位	36,850円	3,685円	7,370円	11,055円
		13回以上(包括)	3,727単位	39,878円	3,988円	7,976円	11,964円

【その他の加算】

		(単位数)	利用料			
		(平位数)	10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	原則 初回月につき	200単位	2,140円	214円	428円	642円
生活機能向上連携加算	1回につき	100単位	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1回につき	200単位	2,140円	214円	428円	642円
口腔連携強化加算	1回につき	50単位	535円	54円	107円	161円
介護職員処遇改善加算 利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数×24.5%(*1単位未満の端数は四捨五入)について算定						

^{*} 当事業所が所在する水戸市は介護保険給付費体系の規定により(5級地)となっています。「1単位=10.7円」での計算となります。